平成２９年（フ）第１０２０号
広島市安佐北区真亀４丁目３番61―502号
破産者　田中　光昭
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３号
北海道小樽市奥沢４丁目５番７号、前住所北海道小樽市桜２丁目10番152号
破産者　千葉　幸男
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１４号
盛岡市東山１丁目20番１号　東山荘５号
破産者　荒川　純悦
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２０号
福島県郡山市字桑野清水台49番地の34　タウンズ桑野清水台第１―107号、前住所福島県郡山市安積町成田字北前田69番地の１
破産者　岡部　紘菜
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第５３６号
横浜市南区睦町１丁目34番地５　グランベルグ603号室
破産者　松井　健至
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８９号
新潟市東区新石山１－５－１　ショートステイつつじガーデン石山、住民票上の住所新潟市中央区東堀前通５番町403番地　コア東堀503号
破産者　ブティックキャンディーこと　渋谷　道子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４０号
福井県大野市中荒井町１丁目609番地
破産者　ビデオハウスミッキーこと　柳原　民子
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
福井県鯖江市神中町３丁目407番１号、住民票上の住所福井県鯖江市神中町３丁目３番12号
破産者　満月　孝広
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
福井県坂井市三国町緑ケ丘３丁目１番７号
破産者　山岸　元気
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３号
神奈川県相模原市中央区共和１丁目３番１号プレジオ藤井101
破産者　澤村　長久
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第４２８号
愛知県碧南市本郷町１丁目67番地３
破産者　杉浦　亜美
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第４１号
愛知県西尾市吉良町木田須崎13番地１　ハイステージグランブルーＤ102号
破産者　大迫　将司
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３２号
愛知県豊橋市杉山町字知原12番地の1329、住民票上の住所愛知県田原市加治町稲場116番地５
破産者　井本　興一
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３８８３号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目６番17号
破産者　植村　圭介
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８号
兵庫県明石市西明石町４丁目６―21―301、住民票上の住所兵庫県明石市大久保町高丘３丁目17番地の１
破産者　松本　　博
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
神戸市西区南別府３丁目14番地の１　フォレスタ101号
破産者　大下　秀雄
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木東１丁目12番３号
破産者　矢野　敏康
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部